

Title	大陸棚漁業資源について： 一九六四年の合衆国たらばがに漁業法に関連して
Sub Title	Continental shelf fishery resource : in connection with U. S. Bartlett Act 1964
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1966
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.39, No.2 (1966. 2) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19660215-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大陸棚漁業資源について

——一九六四年の合衆国たらばがに漁業法に関連して——

中
村
洸

一 序 説

二 大陸棚宣言とその目的とする資源

三 国際法委員会における大陸棚資源問題の推移

四 海洋法国際会議における大陸棚資源の審議

五 東部ベーリング海のたらばがに漁業に関する日米交渉

六 結 語

一 序 説

一九五八年のジュネーブ海洋法国際会議で採択された、大陸棚に関する条約は、条約の発効条件であつた二二カ国⁽¹⁾によつて批准され、一九六四年六月一〇日に、その当事国間において発効した。既に合衆国やソヴェトは、この条約を批准している。日本は、まだこの条約を批准していない。このような事情のもとで、問題は、東部ベーリング海つまりアラスカ沖の大

陸棚上のタラバガニ漁業について発生した。東部ベーリング海のタラバガニ漁業に実質的に参加しているのは、アメリカ合衆国、ソヴェトそして日本である。

大陸棚に関する条約によれば、「沿岸国は、大陸棚に対し、大陸棚を探索し、およびその天然資源を開発するための主権的権利を行使する」と規定されている。更に条約は、大陸棚条約にいう、「天然資源とは、海床および地下の鉱物その他の非生物資源ならびに定着種族に属する生物、すなわち、収穫期において、海床の表面もしくは下部で静止しているか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができない生物をいう」と定義している。⁽²⁾

一九四五年のトルーマン大統領のいわゆる大陸棚宣言以来、合衆国は、大陸棚制度に関して積極的な態度を示してきたが、大陸棚の天然資源の範囲について、極力慎重な態度を示してきた。これに対して、日本は、大陸棚制度に反対の態度を示してきたし、かりに大陸棚に対する沿岸国の管轄権を認めるにしても、その天然資源の範囲は、鉱物資源に限るべきであるという態度をとってきた。

大陸棚に関する条約を批准した合衆国は、その批准と条約の発効に伴なう国内法の制定を行なつた。この国内法は、まだ条約の当事国となつていない日本に直接関係をもつ問題を含んでいた。合衆国大統領は、一九六四年五月二〇日、「合衆国領海ならびに特定の他の海域における外国漁船による漁業を禁止する法律」と題する法律に署名した。この法律の提案者は、アラスカ州選出上院議員、バートレット氏であつたため、バートレット法とも俗称されている。⁽⁴⁾

この法律によれば、合衆国領海ならびに特定の他の海域において、合衆国に属する大陸棚漁業資源 (Continental Shelf Fishery Resource) をとることに従事することは、原則として合衆国漁船に留保され、外国漁船の前記海域における操業は、違法とされることになつている。更に、法律は、その第五条a項において、大陸棚条約における表現と全く同様に、大陸棚漁業資源とは、定着種族に属する生物、すなわち、収穫期において、大陸棚の海床の表面もしくは下部で静止しているか、または大陸

棚の海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができな生物を含む、と規定している。⁽⁵⁾

本稿は、大陸棚に関する条約の発効に伴つて、日本と合衆国との間に生じた東部ベーリング海におけるタラバガニ漁業問題に関連して、大陸棚条約の規定にいう大陸棚の生物資源の意味又はその範囲を検討してみることとする。

(1) 大陸棚に関する条約を批准した二二カ国は、次の通りである。オーストラリア、ブルガリア、白ロシア、カンボジア、コロンビア、チェッコスロヴァキア、デンマーク、グアテマラ、ハイチ、イスラエル、マダガスカル、マレーシア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、南アフリカ、ウクライナ、ソヴェト、英国、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ。

(2) 本文の訳文は、日本での外務省の公式の訳文によつてゐる。なお、参考のために英文では、次の通りである。

Art. 2, para. 4: The natural resources referred to in these articles consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsill together with living organisms belonging to secondary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsill.

(c) Act to prohibit fishing by foreign vessels in the territorial waters of the United States and in certain other areas. の第五条 (Sec. 5) a は、大陸棚漁業資源を定義し、d は大陸棚の範囲を定めてゐる。いずれも、大陸棚条約の関連条項と同一内容の文を以て規定されてゐる。ちなみに、第五条 b は、内務長官が、a に含まれる生物の種族のリストを内務長官と協議して定める権能のあること、第五条 c は、この法律にいう漁業(獲)を定義して次のように規定してゐる: the term "fisheries" means the taking, planting, or cultivation of fish, mollusks, crustaceans, or other forms of marine animal or plant life by any vessel or vessels; and the "fish" includes mollusks, crustaceans, and all other forms of marine animal or plant life.

(4) ハートレット (Bartlett) 法は、現在のところここでいう大陸棚漁業法として理解されてよいが、一九六五年六月一九日、米国の漁業資源を保護するための漁業専管水域を設定する法案が、議会に提出されたと伝えられてゐる。ここで問題とするのは、前者である。

(5) As used in this Act, the term "Continental Shelf fishery resources" includes the……of the Continental Shelf……の部分に註 (c) Living organisms 以下ピリオドまでの文を入れたものが、第五条 a 項となる。

二 大陸棚宣言とその目的とする資源

一九四五年九月二八日、合衆国大統領は、合衆国の沿岸海洋資源 (marine resources) の保護と保存を達成するために二つの

宣言に署名した。一つは、大陸棚に埋蔵されている鉱物資源 (Mineral Resources) の独占的開発と利用とをめざした大陸棚宣言であり、他は、公海の一定区域における沿岸漁業に関する合衆国の政策と名づけられる宣言である。⁽¹⁾

いわゆる大陸棚宣言は、そのテキストにおいて明らかなように、合衆国の沿岸沖合の大陸棚の地下における石油、その他、鉱物資源が、現代の技術の進歩をもつてすれば開発可能であり、その資源の保存及び利用のために管轄権を設定するためのものであつた。

合衆国の大陸棚宣言が、そのテキストの文字通りに解釈され、同時に漁業資源の保存と保護の宣言が、大陸棚とは別の文書を以て行なわれたという事情を考慮すれば、合衆国の大陸棚宣言は、それ自体として、大陸棚の鉱物資源の開発と利用とを目的としていたと理解されるであろう。⁽²⁾ トルーマン宣言における大陸棚に対する合衆国の要請は、正に鉱物資源の開発と利用のためであつたというのが一般的な見方であつたといふことができる。しかし、他方において、大陸棚と沿岸漁業との密接な関係を考慮し、しかも二つの宣言が同時に行なわれたという事情、更には、大陸棚宣言に用いられた「その天然資源を保存しかつ慎重に利用する緊急な必要に」という表現と、保存水域に関する宣言に用いられた「漁業資源の保存と保護についての切迫した必要に」という表現は、合衆国の沿岸海洋資源に対する政策が、何故にとられたかを説明していること、これらの事から二つの宣言の背後にある共通の考慮は、大陸棚資源と沿岸漁業資源とは、関連的な問題としてとりあげられる余地がないわけではなかつた。⁽³⁾ このような見方は、きわめて政策的な見方ではあるが、合衆国の大陸棚宣言は、その不明確さのために、合衆国にならつて類似の宣言を行なつた比較的多くの国々の宣言のうちに採用されていつたといえるであろう。⁽⁴⁾

合衆国の大陸棚宣言にならつて、行なわれた諸国の宣言を、大陸棚に対する沿岸国の権能の程度および資源の範囲の両面から、正しく類型的に分類することは不可能なほど多種多様である。⁽⁴⁾ 若干の国々は、海底地域にある石油又は天然ガスに注

目して、宣言を行なつたり、石油法を立法したり修正したりした。また若干の国々は、大陸棚全般に対する主権を宣明し、現実には沿岸漁業資源の保存あるいは独占を目ざした。ここでそれらの宣言を逐一解説する必要は、当面の問題にとつては、ないであろう。諸々の宣言を、大陸棚資源の範囲だけからみれば、石油その他の鉱物資源を対象としたもの、一般的に海洋資源と鉱物資源を対象としたもの、特定の海底生物と鉱物資源を対象としたものに大別することができる。海底地域における鉱物資源の開発はかなりの技術と経済支出を伴なうものであり、若干の国がこのような負担の伴なわない沿岸漁業資源の独占的開発に、合衆国の宣言を借りてその政策を推進しようとしたことは事実である。そのような傾向に抗議し反対したのが、合衆国それ自体であつたことも忘れてはならない。その意味で、合衆国は、大陸棚資源に一般的に沿岸漁業資源を含ませることに反対であつた筈である。合衆国が、大陸棚宣言をした時点において、合衆国は、なお特定の魚種が大陸棚資源に含まれるという明確な態度はとつていなかつたと判断してよいであろう。

特定の沿岸漁業資源を対象として、大陸棚宣言を行なつたのは、オーストラリアであつた。一九五二年ないし五三年にとられた、オーストラリアの、いわゆる大陸棚宣言と法令は、オーストラリアの特定水域における真珠貝、高瀬貝、なまこ、夜光貝の保護と規制のため制定され、その適用範囲を次のように規定した。(a)、領海外にあるオーストラリア水域、(b)、テリトリーに接続し、かつ領海内にある水域又はオーストラリア連邦の一部を構成しないテリトリーに接続し、かつ領海外にある水域のいずれかで大陸棚の上部にある水域、この法令において大陸棚とは、オーストラリア大陸及びテリトリーの沿岸に接続する海底区域の海床及び海底地下で、水深一〇〇フアズムを超えないものとする、と。

この立法に際して、オーストラリアの農商務大臣は、次のように述べている。米国の行なつたと類似の宣言を公布し、オーストラリアの大陸棚に対する主権を正式に宣言し、この主権は、オーストラリア大陸棚の海床及び海底地下のすべての天然資源に係るものとなるであろう、と。

このようなオーストラリアの宣言と立法とは、大陸棚の天然資源の範囲として、特定の沿岸漁業資源——具体的には、真珠貝、高瀬貝、なまこ、夜光貝——普通に定着漁業として知られた定着魚種のカテゴリに入る資源の独占的開発・利用を、目的としていたとすることができる。当時、日本政府は、オーストラリア政府に対し、このような立法措置を不当とする抗議を行なつた。抗議口上書は、次のように述べている。すなわち、公海における漁業資源は、万民の開発・利用に開放されるべき共有の財産であり、その資源の持続的・最大生産性維持のための規制は、その開発・利用に対する参加国民に平等に適用されるべきである、と。

日本とオーストラリアの真珠貝漁業紛争は、定着漁業資源が、大陸棚漁業資源に含まれるものと解釈されるか、それとも一般の漁業資源と解釈されるか、という問題に関係していたし、同時にまたアラフラ海水域における日本漁船の実績尊重の確保という点にも関係していた。この面からいえば、合衆国のいわゆるバートレット法に関して生じた、東部ベールリング海におけるタラバガニ漁業問題は、問題そのものとしてはオーストラリアの真珠貝漁業と同じ局面において発生しているといふことができる。日本とオーストラリアとの漁業紛争は、一時、国際司法裁判所の判断に俟つことが予想されたが、結局司法的解決のための特別合意がえられないまま、日本漁船の既存利益の尊重を考慮した形での、暫定的解決 (interim settlement) のまま、現在に至つて⁽⁹⁾いる。

バートレット法にもとづく東部ベールリング海におけるタラバガニ漁業問題は、アラフラ海における真珠貝漁業問題と極めて類似しているとはいへ、これら二つの問題の間の時の推移は、同時に海の国際法の推移あるいは変化であつたといふことができる。この意味で、とくに大陸棚漁業資源に関する事情の推移を追つてみる必要があるであらう。

(1) 合衆国大統領の大陸棚宣言 (Presidential Proclamation 28 Sept. 1945, No. 2667, 10 F.R. 12303) 及び国内立法¹⁾。たとえば、The Submerged Lands Act, The Outer Continental Shelf Lands Act, 1953 及び²⁾海底地域の画定、天然資源 (主として鉱物資源) の開発に

関連した管轄権問題に関係するものとして制定されている。海底土地法は、対象とする資源に広く漁業資源を含んでいるが、その規定は、もっぱら州間、又は連邦と州間の問題として規定されているにすぎない。

- (2) Seelle, G. *Plateau Continental et Droit International*, 1955, p. 7.
- (3) Monton, M. W. *The Continental Shelf*, 1952, p. 71, cf.
- (4) Seelle, G., *op. cit.*, p. 8-p.9.
- (5) たとえば、フィリピン、グアテマラのそれぞれの石油法について、外務省条約局法規課編、大陸棚に関する各国の法令及び宣言、昭和三〇年、参照。
- (6) たとえば、サンチャゴ宣言にみられる大陸棚の主権宣言について、小田滋、海の国際法、昭和三四年、一八一—一八三頁参照。
- (7) Galdie, I. F. E., *Australia's Continental Shelf: Legislation and Proclamations*, *The International and Comparative Law Quarterly*, vol. 3, 1954, p. 535 et seq., O'Connell, D. P., *Sedentary Fisheries and the Australian Continental Shelf*, *American Journal of International Law*, vol. 49, 1955, p. 185 et seq. など *Australia Queensland Act on Exploration and Exploitation of Continental Shelf*, *International Legal Materials*, 1964, p. 1049 et seq., 参照。
- (8) 定着漁業に関しては、拙稿、公海の自由と定着漁業の法理 (一) 法学研究 第二八巻 九号 一〇号参照。
- (9) Visser T. Hooff, *Les Nations Unies et la Conservation des Ressources de la Mer*, 1958, p. 129-p. 131 et p. 253, cf.

三 国際法委員会における大陸棚資源問題の推移

既に述べたように、一九四五年の合衆国大統領宣言に追従するような形で、多数の国々は、類似の大陸棚宣言をしたが、その要求する資源の範囲は一致していなかった。それは、大陸棚に対する沿岸国の主権的権利の設定を認めようとする日本と、特定の資源の探索と開発に関する管轄権の設定を法として確立させようとしたオーストラリアとの紛議ばかりではなく、大陸棚宣言を行なった国家間においても管轄権の枠内に入れる資源の範囲について、紛議を生ずるようになっていた。このような事態に対処するため、大陸棚制度が、海の国際法の一部として定立される必要を生じた。国際連合の国際法委員会は、この段階において、大陸棚の法を、海の国際法の典典化の一つの項目としてとり入れることを考慮するに至った。

国際法委員会の第二会期、すなわち一九五〇年の委員会の報告書は、次のように述べている。委員会は、大陸棚の外縁とされている二〇〇メートル又は一〇〇フアソム（＝一八二メートル）の水深が、人類の消費のための植物および動物種の雙方にとつて最適な生物学的条件の限界を示していることに注目している。しかし、委員会としては、沿岸国が、領海外の海底地域の海底および地下に対して、その天然資源 (natural resources) を探索し、開発するために、統制および管轄を行使することができる⁽¹⁾、ことを認めようと考え、と。この報告の前半は、単なる生物学的認識の記述であり、動・植物種に対する沿岸国の権能を示唆している訳ではなかつた。一九五〇年に天然資源という表現で示された内容は、委員会の第三会期の報告書で、鉱物資源 (mineral resources) という表現におきかえられた。

国際法委員会の第三会期、すなわち一九五一年の報告書は、大陸棚と定着漁業とをそれぞれ別個の条文案として用意している。すなわち、案文は、第一部を大陸棚、第二部を関連問題にわりあて、関連問題の第三条に定着漁業を規定し、次のように述べている。委員会は、定着漁業が、大陸棚の問題と関係なしに規制されるべきであると考え、大陸棚に関する提案は、地下の鉱物資源の開発に關係するものであるのに対して、定着漁業の場合は、その提案が漁獲される魚種又は海底に設けられた杭のような使用漁具のために、定着的と認められる漁業に關係するものである。この差異が、二つの問題を分割するに充分な根拠を示すものである。

委員会の第三会期に提出されたフランソワ (J.P.A. François) の第二報告は、大体において定着漁業に関する伝統的な見解に従つて、大陸棚と定着漁業との分割の理由を次のように述べている。定着漁場の占有が、ある国の定着漁場の専用に対する、他の国の公式のかつ繰りかえされた抗議の欠缺による、公海の一部の実効的かつ継続的な使用の容認であつた。従つて定着漁業については、現状のままに維持されるべきである、と。つまり、定着漁業に關しては、従前の実行をそのままに容認し、大陸棚と關係させるべきでないというのが、フランソワの見解であつた。第三会期の委員会で、このようなフランソ

ワの見解は、支持され、定着漁業と大陸棚とを別個の制度としてあつかう決定は、一一対一の圧倒的多数で採択された⁽³⁾。

国際法委員会の第五会期、すなわち一九五三年の会期に、委員会は、従来の方針を転換した。第五会期に提出されたフランスの第四報告⁽⁴⁾は、第三会期の委員会報告の線にそつて、大陸棚条項にいう天然資源から、海に棲息する魚類や時折海底に棲息する種族を除くという意味あいにおいて、(その除外範囲は必ずしも表現上明らかであるとはいえないが) 鉱物資源の語を用いることを提案していた。しかし、大陸棚資源を鉱物資源に限ろうとするこの提案は、委員会において認められなかつた。委員会は、第五会期における討議の結果、鉱物資源から区別されたものとしての天然資源という用語を維持することに決定した。このような委員会における態度の変更、つまり鉱物資源にかえて天然資源としたことに、強い推進力をもつたのは、ラウターパハト委員 (Lauterpacht, H.) の主張に影響されたためであるといわれている⁽⁵⁾。天然資源の語を選んだのは、鉱物資源のために沿岸国の排他的権利を認める理由は、非鉱物資源(つまり生物資源)の探索と開発についても均しく適用されるべきであるという考え方にもとづいている。この語の選択は、しかし委員会で、六対四棄権三で採択されていたにすぎない。委員会の第五会期の報告書⁽⁶⁾は、次のように述べている。すなわち、委員会は、前の案において鉱物資源のみを考え、また若干の委員は、その線を維持することを提案した。しかしながら、委員会は、定着漁場の漁獲物は、とくにそれらの産物が、海底に常に附着している天然資源 (natural resources permanently attached to the bed of the sea) であるかぎりにおいては、採択される制度(大陸棚制度)の枠外におかれるべきではなく、従つてこの目的は、天然資源という語を用いることによつて達成することができるといふ結論に到達したのであつた。いいかえれば、第五会期に、委員会は、海底に常に附着する生物資源、恐らく定着種族の意味であろうが——は、大陸棚の天然資源という用語の枠内において理解する立場を明らかにした。もとより、天然資源に対する権利は、いわゆる底魚 (bottom fish) および時折海底に棲息し、又はそこで繁殖する

他の海中魚類に及ばないことは明らかに了解されていた。なお、第五会期において、委員会が確認したいま一つの原則は、定着漁業に関して他国の国民の現存の権利と矛盾する方法で、沿岸国の権利は行使されてはならないこと、そしてもし天然資源の探索および開発の諸要請によつて、他国の権利に対する介入が、不可避的に必要とされる場合には、外国人の権利の尊重を確保する国際法の規則に従ふことであつた。第五会期までの段階において、既に大陸棚資源は、鉱物資源に限るか、生物資源を含むかで委員の間で見解の対立があつた。しかし、ラウターバハト委員によつて推進された資源の範囲は、実際には、海底に常に附着している資源に定着漁場の産物と解釈されてきたといふことができるであらう。

国際法委員会の第八会期、すなわち一九五六年の会期において、天然資源に含まれる生物資源の範囲が、更に具体的に議論された。第五会期報告書に表現された「海底に常に附着している天然資源」という語を、より正確に定義する提案やそれを若干拡大する提案が、若干の委員から提出された。たとえば、ガルシア・アマドール (Garcia Amador) 委員は、定着漁場の産物は、常に科学的に海底に附着しているとはみられないので、海底に常に附着するという表現をより正確にすることを提案した。アマドール議長はこの発言は、一九五六年のアメリカ間専門会議 (Inter-American Specialized Conference) の海底地域の生物資源についての作業部会の報告を、委員会において検討するきつかけを与えようとしたものであつたといえるであらう。

この議長の発言に関連して、メキシコ選出のパディラ・ネルヴォ (Padilla Nervo) 委員は、右の作業部会の報告を基礎として、海底に常に附着する天然資源の語を、「大陸棚の海底と絶えず物理的、生物的關係にあつて棲息している動植物」(the marine animal and vegetable species which live in a constant physical and biological relationship with the bed of the Continental Shelf) という語におきかえる提案を行なつた。というのは、定着種族 (sedentary species) においても、静止する (immobility) 又は海底に常に附着するという基準は、不適當であるからである。大多数の海底生物 (benthonic species) は、大陸棚に対して密接な物理的、生物的關係をもつている。そのために、ある水底生物が、大陸棚資源に入るか否かの基準は、その生物の海底に対する物理的、

生物的依存におくべきである。⁽⁸⁾パデイラ・ネルヴォ委員は、このようにいうことによつて国際法委員会が、天然資源の意味をより詳細にするならば、その基準は、大陸棚の海底と絶えず物理的、生物的関係にあつて棲息している海洋動植物という語を提案する趣旨であつた。パデイラ・ネルヴォのこの提案は、實質的には、一九五三年案における定着漁場の産物^{II}海底に常に附着している天然資源の語を、伝統的な意味での定着漁業の対象物プラスチックとしようとしたものであつたと考えられる。メキシコにとつてのプラスチックは、メキシコ沖における、shrimp (小えび)であつたし、この漁業をめぐつて合衆国との間に論争を生じていたためでもあつた。

しかし、パデイラ・ネルヴォ提案に対して、合衆国選出のエドムンズ (Edmunds) 委員やイギリス選出のフィッモリス (Fitzmaurice) 委員は、この提案が、底魚のカテゴリーに含まれてきた多数の魚種を、大陸棚の天然資源の枠内におく結果になるという見地から反対し、多数の委員もそれに同調した。パデイラ・ネルヴォ委員は、このような委員会の情況において、委員会が、定義に関して詳細な技術的分析をしないならば、案文は、現状のままつまり五三年案通りとし、海底と絶えず物理的、生物的関係において棲息する、という基準は、単に示唆にとどめると発言したのであつた。⁽⁹⁾委員会は、当時において、海底生物に関する生物学的資料をもつていなかった。その意味において、基準の決定を更に漁業専門家会議の見解をもとめてからということ、延期したと了解されている。

結局、第八会期の報告書は、第五会期の報告書をそのまま継承して、第六八条の本文は、沿岸国は、大陸棚に対して、その天然資源を探索し、開発するために、主権的権利を行使する、と表現するにとどめている。本文そのものには、何が天然資源に含まれるかの解釈の基準は存在していない。六八条の註釈(3)は、海底に常に附着する、という条件を本文に入れるべきであるという意見と、この条件をより緩和するべきであるという意見とが対立していたことを事実として説明している。更に、その註釈(4)は、問題の海洋動植物が、海底および大陸棚と絶えず物理的、生物的関係にあつて棲息しているというこ

とで十分であろう。⁽¹⁰⁾ この問題の科学的面についての検討は、専門家に委ねるべきである。とも述べ、科学者の専門家会議の意見をまっとうという形において、その決定の延期をしていたのであつた。それにもかかわらず国際法委員会の原案にいう天然資源に、註釈(3)と註釈(4)を、その解釈への基準として導入していることは、その理解をきわめて困難なものとさせているように思われる。

第五会期と本文において同じであるとはいへ、産物が海底に常に附着するという条件と、それを緩和する意味あいで示唆された海底と絶えず物理的、生物的関係にあつて棲息するという条件とは若干のそごがあつたことを認めなければならぬであらう。委員会は、註釈(4)で二つの条件を同義として理解し、⁽¹¹⁾ 充分であらうと表現したが、専門家の意見を俟たないかぎりにおいて、解釈上の疑点を残したままの註釈を示していたということができる。一九五五年のローマの生物資源の保存に関する技術会議にも、五八年の会議にも、信拠しうる科学的基準は結局示唆されなかつた。⁽¹²⁾

- (1) U. N. Report of the International Law Commission, 1950, (A/1316) § 198.
- (2) U. N. Report of the International Law Commission, 1951, (A/1858) p. 20.
- (3) Mouton, M. W., *The Continental shelf*, 1952, p. 158-p. 159 参照。
- (4) U. N. Report of the International Law Commission on the work of its eighth session Reference Guide to the Articles concerning the Law of the Sea adopted by the International Law Commission at its eighth session, A/CN. 6/L. 378, p. 202 参照。
- (5) Yearbook of the International Law Commission, 1953, vol. I, p. 135 449 Lauterpacht, H., *Sovereignty over Submarine Areas*, British Year Book of International Law, 1950, p. 376 以下参照。
- (6) U. N. Report of the International Law Commission, 1953, (A/2456) p. 12 et p. 14.
- (7) Yearbook of the International Law Commission, 1956, vol. I, p. 131-p. 132.
- (8) *Ibid.*, p. 142.
- (9) *Ibid.*, p. 146.
- (10) 英文は 'permanent attachment to the seabed would be sufficient that the marine fauna and flora in question should live in constant'

physical and biological relationship with the seabed and continental shelf. 2689.

(11) Yearbook of the International Law Commission, 1956, vol. I, p. 276-p. 277.

(12) なお Inter-American Specialized Conference の海底地域の生物資源についての作業部会の報告は、海底地域の生物を三つのカテゴリーに分類してゐるとされる。すなわち、第一に、the sessile species permanently attached to the bottom such as algae, sponges, oysters etc. 第二に、the sedentary species which lived on the bottom and had limited powers of movement, such as crabs, lobsters, clams and the like. 第三に、organisms which although moving through the water at certain stages of their life, were not fish proper and depended on the products of the sea-bed for nourishment and shelter and included the majority of shell-fish. 2690。参考までに、ハデイラ・ネルヴォの発言より引用して置く。

四 海洋法国際会議における大陸棚資源の審議

一九五八年の海洋法国際会議において、大陸棚問題は、その第四委員会であつかわれた。大陸棚の資源の範囲について、諸国の見解は岐れていたし、国際法委員会原案第六八条とその註釈(3)(4)の理解のしかたも様々であつた。

第四委員会の会議において、日本代表は、原案第六八条とその註釈とが、生物資源を含むしかたにおいて天然資源という表現を用いたことは遺憾であるとして、大要次のように述べた。大陸棚上の海底の生物は、海底の土地と一体をなすものでないことは明らかである。それは定着漁業の範囲に属するか、または底魚の群に属するものであり、数百年以来伝統的に海の国際法秩序によつて律せられてゐる、と。日本は、このように述べることによつてそれが定着種族であろうと、底魚であろうと、その国際的規制が必要であるならば、その規制は公海漁業を支配する国際法によつて規律されるべきであるという立場を宣明した。このような立場は、実質的には大陸棚資源を鉱物資源に限定しようとする立場の国々と、その趣旨において同一の基調に立つていたといふことができる。

ギリシャ代表は、天然資源という語は、削除されるか、鉱物資源という用語によつておきかえられべきであると提案し

て、その理由を次のように述べている。大陸棚という表現は、特定の海底地域の海底および地下だけを意味している……からである。魚のような生物資源は、海に属している。海底と地下は、鉱物資源以外の資源を含みうるものではない。他方において海底は、海と大陸棚との間の数学的な分界にすぎない。嚴格にいえば、大陸棚は、地下である。従つて定着漁業を含む漁業は、大陸棚を支配するいずれの規制からも除外されるべきである⁽²⁾。同じ趣旨の発言は、ノルウェー代表によつても述べられていた⁽³⁾。

このように、大陸棚資源の範囲を鉱物資源あるいは非生物資源に限定しようとする考え方と対照的に、底魚等を含む見解がビルマ代表によつて示された。ビルマ代表は、次のように述べている。天然資源という用語は、人口とその結果として生ずる食糧問題が、近年大いに増大した諸国の必要を酌量しないしかたにおいて、狭く解釈されている。この必要を酌量して、天然資源という用語は、底魚および海底にその棲息場所をもつている他の魚種を含むように拡大されるべきである⁽⁴⁾。と。ビルマ代表の発言は、韓国などの国によつて支持されていた⁽⁵⁾。

鉱物資源に限られるべきであるという見解と底魚までを含むべきであるという見解との間にあつて、メキシコ代表は、先進国は、鉱物資源の開発が可能であるけれども、後進国は、その国民の食糧としての海の生物資源に依存しているために、天然資源は鉱物資源に限られるべきものであると考えていないといひ、次のような見解を披瀝した⁽⁶⁾。

大陸棚の生物資源の定義が、海底に固着する (adhering to the seabed) ものに制限されているのは、余りにも狭すぎる。その定義は、海底への直接かつ必要な依存関係 (direct and necessary dependence on the seabed) にある鉱物および植(生)物資源のすべてを含むものであり、その法的地位は、依存の程度によつて決定される。シニダット・トルジュエロ会議 (Ciudad Trujillo Conference) の海底に関する作業グループは、資源を二つの系統に分類した。まず海の水域に生活する pelagic (洋面) 生物と次に海底に依存する benthonic (水底) 生物とである。benthonic 生物群は、更に次の三つに分類される。第一種は algae (海藻)、

sponges (海綿)・coral (かんがい)・oysters (かき)・pearl oysters (あこや貝) のような、sessile (固着) 生物、第二種は、海底を離れたり、海底上を動くことができるのであるが、海底に依存している生物、第三種は、動くことができるが、餌又は再生産の要求から、魚獲期間に海底上に留まつている種族である。国際法が、とくに命令したり規律したりするのは漁業活動であるから、漁業が行なわれる時に、少くとも海底に属するといわれることのできるすべての生物種は、大陸棚の天然資源に含まれるべきであると主張した。このメキシコの主張は、国際法委員会におけるパテイラ・ネルヴォの提案と同内容であり、このような主張によつて、shrimps, lobsters といった種のえび、かに (Crabs) の類を大陸棚の天然資源の枠内に入るものとして解釈しようとした。

このような主張に対して、メキシコ湾のえび (shrimps) 漁業で、メキシコと紛議を生じていた合衆国は、大陸棚の天然資源に含まれる資源の範囲を次のように述べた。⁽⁷⁾ 大陸棚の天然資源に鉱物資源を含むことは明らかであるが、生物資源は基本的に水の産物であり、生物資源は、公海に属するものと考えられる。長期にわたり確立された慣習と慣行ともとづいて、大陸棚の天然資源として認められる海の生物を定義するのに当つて、もつとも充分と思われる基準は、収獲の時に海底に附着していること (attachment to the seabed during the harvestable stages of life) である。と。合衆国によつて示唆されたこの基準には、常に (permanently) という条件を設けていないが、主として慣習又は慣行を基礎としている点で、伝統的な定着漁業の対象を考え、それを拡大して解釈するにしても、メキシコの提言よりは、制限的基準を示していたと解釈できるであろう。

真珠貝漁業で、日本と紛議を生じていたオーストラリアの代表は、第八会期における国際法委員会の見解を支持して、實際上、大陸棚の鉱物資源と委員会によつて引照されている定着生物 (恐らく委員会によつて引照されている定着生物という意味は、海底に常に附着する、定着漁場の産物の意味であろう) とを区別することはできないと述べている。オーストラリア代表の見解によれば、さんご、海綿、あこや貝を含むかき、pearl shell (真珠貝)、sacred clank (かきり貝)、とろくす貝

(*fishes*) および海藻を含むものとしている。しかし、底魚又は水底種族は、大陸棚に属せしめるべきではないと述べている。⁽⁸⁾ つまりオーストラリア代表は、定着種族に属する生物 (*living organisms of the sedentary species*)こそが大陸棚の天然資源の枠内にある資源であるという見解を示した。同じ趣旨の発言は、定着漁業に古い伝統をもつセイロンの主張のうちにも見出すことができる。⁽⁹⁾

以上みたように大陸棚の天然資源に、どの範囲の資源を含ませるかについて、諸国の見解は、全く岐れていた。大陸棚の天然資源は鉱物資源に限るというもつとも制限的立場から、一般的に魚類を含むといったようなペルーの立場⁽¹⁰⁾まで、その主張はまちまちであつた。しかし、比較的多数の国は、国際法委員会の原案を軸として、それを若干拡大するか、原案を維持するかといった点に、その主張の焦点をしぼつていたように思われる。

ここに再び国際法委員会原案第六八条とその註釈(3)ならびに(4)を参照しておこう。

〔本文〕 沿岸国は、大陸棚に対し、その天然資源を探索し、開発するために、主権的権利を行使する。

〔註3〕……定着漁場の産物は、とくにそれが海底に常に附着する天然資源であるかぎりにおいては、採択される制度の範囲外であつてはならない、またこの目的は、天然資源という語を用いることによつて達成できるとの結論に委員会は達した。問題の権利が、いわゆる底魚および時折海底に棲息し又はそこで繁殖する海中魚類に及ばないことは、明瞭に了解されている。

〔註4〕……海底に常に附着するという条件を、本条文そのものに掲げるべきであるということが提案された。同時に、この条件は、一層緩和されるべきであるという意見が表明された。問題の海洋動植物が、海底および大陸棚と絶えず物理的、生物的關係にあつて生存しているということと十分である。この問題の科学面についての検討は、専門家に委ねるべきである。しかしながら委員会は、本条およびその註釈のテキストを現在のままにしておくことに決定した……。

国際法委員会のこの原案に対して、海洋法会議の第四委員会で種々な提案が、それぞれの国の思惑を含めて提出された。まず、スウェーデン、ギリシャ、ドイツは、それぞれ原案の本文にある天然資源の語を鉱物資源におきかえる提案を行なつた。⁽¹¹⁾日本は、この案に賛成したが、いずれの案も会議では撤回されたり否決されたりした。これに対して、ビルマは、天然資源に底魚および海底に棲息する場所をもち、そこで繁殖する他の魚類を含むという提案を行なつたが、この案も委員会の段階において否決された。つまり天然資源を鉱物資源にかぎる提案も、底魚等の海底魚類を含むという提案も、いずれも国際法委員会の原案の基準を、制限的に、あるいは拡大的に改革しようとしたものであつた。

原案の基準を改革しようとする案が、いずれも否決されて、原案にそつた妥協案(定着漁場の産物プラスアルファが、原案の線に従つているのであるという解釈をとれば)が、オーストラリア、セイロン、マラヤ、インド、ノルウェーおよびイギリスの六カ国の共同提案の形で提出された。六カ国提案は、次の通りである。⁽¹²⁾

……これらの条項にいう天然資源とは、海底および地下の鉱物その他の非生物資源ならびに定着種族に属する生物、すなわち収穫期において、海底の表面もしくは下部で静止しているか、または海底もしくは地下に絶えず接触していなければ動くことができない生物をいう。但し、甲殻類および浮游魚類はふくまれない、と。

六カ国共同提案の趣旨を、もつともよく説明しているのは、オーストラリア代表の見解である。オーストラリア代表は、まず原案第六八条に付せられた註釈(3)と(4)を、国際法委員会が、何故、大陸棚の天然資源についての定義を与えることをしなかつたかを説明しているのであると解釈している。そして、註釈は、このような定義が作用すべき原則を述べるだけにとどめておいて、詳細は、更なる科学的研究に照して解決されるべきこととしているのである。註釈の原則は、定着種族 (sedentary species) の生物体は、大陸棚に属するものと考えられるべきであるが、底魚 (bottom fish) 又は水底 (demersal) 種族 (この分類は、シュダット・トルジュロー会議の作業グループの分類と符合していない) は、大陸棚に属せしめるべきでは

ないということである。オーストラリア代表は、適当に詳細化されることを条件として、この原則を受け入れるであろう。海洋法会議の任務は、国際法委員会原案の意図と両立する条文を作成し、またいずれの種族が大陸棚の天然資源に含まれ、または排除されるかを明らかにするような、実際に作用する定義を用意することである。定着種族に属する海底および地下の生物体は、大陸棚の天然資源に含まれる。海底上を、二、三インチ又は二、三フィートしか動くことのできない生物体を、大陸棚の天然資源に入れることは意味のないことではない。⁽¹⁴⁾ このオーストラリア代表の説明は、定着漁場の産物プラスアルファという、原案の線を適格に把握していたと考えられる。

六カ国共同提案は、甲殻類および浮游魚類を大陸棚の天然資源に含まないという但書をおいていたが、甲殻類という語に含まれる種に、若干の種には、海底又は地下と接触しないでは動くことのできない種、また相当の距離を動くことのできる種とが、一括してあつかわれていた。このような事情から、否むしろ甲殻類のすべての問題として、六カ国提案に対し、「甲殻類および」の用語を削除しようとする提案が、メキシコから提出された。しかしこの提案は、第四委員会で、二七対二七棄権一三で否決された。⁽¹⁵⁾ 第四委員会は、六カ国共同提案を採択して、つまり甲殻類を除外するという表現のままで、それを第四委員会の案として、全体会議に回付した。全体会議は、「甲殻類を除外」という表現を維持するか、削除するかで表決を行なった。表決の結果は、四二対二二棄権六で、甲殻類を除外という表現は削除されることになった。⁽¹⁶⁾ 甲殻類を除外という約款を維持することに賛成した国のなかに、日本やイギリスがあつた。削除の票を投じた国のなかに、ソヴェトやメキシコがあつたし、オーストラリアも削除に賛成した。この表決に棄権した国にアメリカ合衆国があつた。更に但書の残る「浮游魚類」を除外という表現も、恐らくは甲殻類を除外のとは別の理由によつてであろうが、削除された。⁽¹⁷⁾ 六カ国共同提案の但書は、ここにすべて削除された。但書を維持するか削除するかに関して、六カ国の共同提案国においてさえ票を分つに至つていた。セイロン、マラヤ、ノルウェー、イギリスの四カ国は、除外約款の維持に賛成し、オーストラリアとインドと

は、その維持に反対した。このようにして全体会議で採択された条文の内容は、大陸棚に関する条約の第二条第四項として次のように規定されるに至つた。

これらの条項にいう天然資源とは、海床および地下の鉱物その他の非生物資源ならびに定着種族に属する生物、すなわち、収穫期において、海床の表面もしくは下部で静止しているか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができない生物をいう。⁽¹⁸⁾

条約の規定には、六ヶ国共同提案にあつた、但し甲殻類および浮游魚類を除く、という規定は存在していない。大陸棚条約にいう天然資源に含まれる定着種族に属する生物に、何が含まれるかは、この規定の解釈によることになる。

国際法委員会の第五会期の報告を正しく継承していたのは、委員会原案第六八条の註釈(3)にいう、定着種族はとくにそれが海底に常に附着するという基準であつた。原案第六八条の註釈(4)にいう、海底および大陸棚とたえず物理的、生物的關係にあつて生存するという条件は、委員会が考えたような同義的表現ではなかつた。六ヶ国共同提案の趣旨は、第四委員会の段階において、定着種族を対象とするが、甲殻類および浮游魚類を含まないということであつた。もとより六ヶ国共同提案にいわれた、収穫期において、海床の表面もしくは下部で静止しているか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができない生物という基準が、第五会期における基準ないし原案第六八条註釈(3)の基準と完全に符合するものとして理解されたかどうかは、明らかではない。共同提案国もまた提案を支持しあるいは反対した国も、それぞれ、その表現にある迷惑をもつていたことは事実のようである。全体会議で甲殻類条項を除くことが表決によつて達成された。ある国は、その決定を、大陸棚の天然資源に甲殻類を含まないために解釈するであろう。またある国は、その決定を、大陸棚の天然資源に甲殻類を含むために解釈するであろう。問題は、すべての甲殻類という形においてはなく、大陸棚に関する条約の立法過程からみて、大陸棚資源に含まれる、定着種族の条件、つまり収穫期において海床の表面もしくは地下で静止して

いるか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができないという基準に、甲殻類のなかで適合するものがあるかどうかの解釈に依存しているといえるであろう。

- (1) United Nations Conference on the Law of the Sea, Official records, vol. VI. Fourth Committee (Continental Shelf) 1958, p. 14.
- (2) *Ibid.*, p. 6, §5.
- (3) *Ibid.*, p. 5, §21.
- (4) *Ibid.*, p. 3-p. 4 § 11.
- (5) *Ibid.*, p. 23, §9.
- (6) *Ibid.*, p. 15, § 10.
- (7) *Ibid.*, p. 20, § 15.
- (8) *Ibid.*, p. 29, § 24, § 25, § 26.
- (9) *Ibid.*, p. 13, § 22.
- (10) *Ibid.*, p. 11, § 19.
- (11) *Ibid.*, p. 137 (C. 4/L. 39) キッチン修正案は、五二対七棄権六で否決された (p. 69)°.
- (12) *Ibid.*, p. 127 (C. 4/L. 3) ヨナセ修正案は、四二対一一棄権一一で否決された (p. 69)°.
- (13) *Ibid.*, p. 136 (C. 4/L. 36) 註(18) の最後と ; but crustacea and swimming species are not included を加えたものが六ヶ国共同提案の内容である°.
- (14) *Ibid.*, p. 56 参照°.
- (15) *Ibid.*, p. 70 第四委員会においては、六ヶ国共同修正案は、四一対一一棄権一七で採択された°.
- (16) 浮游魚類を除く部分の表決は、四三対一四棄権九で削除を決定し、全体として五九対五棄権六で六八条は、採択された°。U. N. Conference on the Law of the Sea, Official records, vol. II: Plenary Meetings, 1958, p. 15°.
- (17) シウエド、メキシコなどの代表は、甲殻類を除く必要はないと見解を第四委員会の段階で述べた°。U. N. Conference on the Law of the Sea, Official records, vol VI, p. 66, p. 68 参照°.
- (18) The natural resources referred to in these articles consist of the mineral and other non-living resources of the seabed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on

五 東部ベーリング海のたらばがに漁業に関する日米交渉

大陸棚に関する条約は、今や必要な批准をえて関係当事国間に効力を発生した。しかし、大陸棚の天然資源に含まれる定着種族に属する生物の範囲については、その立法過程においてさえ解釈上の疑問点があつた。海底の生物資源に関する科学的調査にもとづく専門家の意見をまつという、くりかえされた提言は、現在なお解釈の基準として示されるに至つていない。¹⁾

このような事情のもとで、合衆国は、いわゆるバートレット法を成立させ、東部ベーリング海のトラバガニ資源を、合衆国の大陸棚資源としてあつかう立前を明らかにした。トラバガニ資源は、従前の国際漁業条約において、公海漁業の資源としてあつかわれてきた。第二次大戦後に締結された、北太平洋漁業(日・米・加)条約においても、また北西太平洋の公海における漁業(日・ソ)条約においても、東部ベーリング海のトラバガニ資源は、公海漁業の枠内においてあつかうことが、関係国間において了解されていたはずである。更にその法的地位に関して学説上の論争があつたとはいへ、伝統的に定着漁業を問題とした時に、いづれの文献も甲殻類、特にえび、かにの類を、定着漁業の範ちゆうに入れることはなかつた。²⁾ 伝統的にいへば、えび、かにの類を定着漁業の問題としてあつかう慣行は存在していなかつた。

一九四五年の合衆国の大陸棚宣言が、対象としていた資源が何であつたかを再び問う必要はないであろう。しかし、海洋法会議において、合衆国は、大陸棚に含まれる資源の範囲に関して、その態度を明確にすることをさしひかえていた。甲殻類条項の表決に、合衆国が敢て棄権の票を投じたのは、一方において甲殻類に属するメキシコ湾の小えび(shrimp)を公海漁業資源にとどめ、他方において甲殻類に属するアラスカ沖のトラバガニを大陸棚資源にくみ入れるためであつたと判断する

ことは、後思考であるとはいえ誤つていないであらう。

大陸棚条約の発効は、確かに新らしい法の設定であり、それは伝統的な定着漁業に関する慣行の改訂を要請するものであらう。もとより大陸棚条約は、条約の当事国に効力が及んでいるにすぎない。このような事情のもとで、合衆国大統領は、パートレット法の署名に当つて次のように声明した。⁽³⁾

この法律は、それ自体としては、大陸棚に対する何らかの新らしい権利を設定するものではなく、主として現存の権利及び将来生ずるかもしれない権利を有効に保護しようとするものである。……合衆国は、日本の長期にわたる、タラバガニ漁業に十分な考慮を与えられるよう協議することを日本に保障する、と。同じ趣旨の声明は、合衆国政府からも行なわれた。

この声明にもとづいて、日本政府と合衆国政府は、一九六四年一〇月一五日から十一月一四日まで、ワシントンにおいて、東部ベーリング海のタラバガニ漁業に関して協議を行なつた。この協議の内容は、公表されていないし、どのような基準によつてタラバガニを大陸棚漁業資源と解釈したか明らかではない。協議の終了に際して交換された書簡において両国は、次のことを確認している。⁽⁴⁾

日本政府は、タラバガニが、公海漁業資源であり、従つて日本国民及び船舶は、東部ベーリング海で、タラバガニ漁業を引き続き行なう権利を有するという見解を有している。

合衆国政府は、タラバガニが、沿岸国に排他的な管轄権ならびに管理および開発の権利がある大陸棚の天然資源であるという見解を有している。

両国は、両国政府のそれぞれの立場を害することなく、東部ベーリング海のタラバガニ漁業資源について、日本の国民及び船舶が長期間にわたり、その開発に従事してきた歴史的事実にかんがみて、日本は、歴史的に開発してきた水域及びその附近で、つまり日本が歴史的に開発してきた、タラバガニのストックの回游する水域で漁業を引き続き行なうこと、そして

資源が過度に漁獲されることを防止するため、日本の商業的漁獲量を、一九六五年および六六年において、それぞれ一八万五千箱とすることを認め、両国政府は、自国の国民及び船舶に対し定められた暫定措置を適用することを合意した。⁽⁵⁾

日米両国は、この交換書簡において明らかなように、タラバガニ漁業資源を、それぞれの国の理解のしかたに従つて、それぞれの地位を容認した。合衆国の地位は、北太平洋の公海漁業に関する日米加三国の条約で、東部ベーリング海のタラバガニ資源を公海漁業資源として、資源の保存の必要を主張してきていた。大陸棚条約の発効によつて、沿岸国の独占的管理のもとにおきうる大陸棚資源の枠内にタラバガニをおいたこと、それは定着漁業に関する慣行とは全く異なつた新奇な制度である。タラバガニを、大陸棚の天然資源として理解する立場は、大陸棚条約の発効した現在、合衆国だけに止まらないこととなつた。

一九六五年二月五日、合衆国は、アラスカ沖のタラバガニ漁業に関する協定をソヴェトとの間に締結した。この協定によれば、両国は、大陸棚に関する条約を両国が批准したことに照して、大陸棚におけるタラバガニ漁業に関する問題を相互的了解の精神によつて考慮し、タラバガニが大陸棚条約の第二条の規定に従つた、開発と利用のために沿岸国が主権的権利を有する大陸棚資源であることに合意した。⁽⁶⁾と。つまり、ソヴェトもまた大陸棚条約の批准国として、タラバガニ資源を大陸棚の天然資源の枠内にある資源と解釈するに至つた。⁽⁷⁾海洋法会議で、ソヴェトは、甲殻類の除外約款を維持することに反対していた。米ソ両国にとつて、甲殻類を除くという約款を削除した表決は、甲殻類のすべてではないにしても（この点について両国の見解には、若干のそごがあることを認めなければならないが）、東部ベーリン海の甲殻類に属するタラバガニ資源は、条約第二条第四項にいう、収獲期において、海床の表面もしくは下部で静止しているか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができない生物としての定着種族に属する生物と解釈されるに至つた。このような解釈は、しかし大陸棚条約の規定の解釈として初めて出てきたものではなく、既に一九五六年の国際法委員会の原案の註釈に内在していたそごからも予想しえない問題ではなかつた。パートレット法によつて、タラバガニを大陸棚の天然資源に含まれ

る定着種族とするに至つた合衆国の解釈と米ソ協定において認められた解釈とは、漸次大陸棚条約の第二条四項の解釈として一般化しつつある傾向を無視することはできないであらう。

- (1) 海洋法国際会議の準備記録 A/CONF. 13/13 Examination of Living Resources Associated with the Sea Bed of the Continental Shelf with regard to the Nature and Degree of their Physical and Biological Association with Such Sea Bed の「これ」の類型が、大陸棚の天然資源の枠内に入るかを、積極的に審議する機会が、条約成立までの段階ではなかった。
- (2) 拙稿、公海の自由と定着漁業の法理一、二、法学研究 第二八巻 九号 一〇号に引照した文献、その後の主なものとして、Papandreou, A., La situation juridique des pêcheries sédentaires en haute-mer, Revue Hellenique de Droit International, 1958, p. 1-148.
- (3) International Legal Materials, vol. III, 1964, p. 645.
- (4) International Legal Materials, vol. IV, 1965, p. 157 訳文は、外務省から提供された文書による。
- (5) カニの一箱は、半ポンド、かん四ターンス入りとされている。
- (6) The king crab is a natural resource of the continental shelf over which the coastal state has sovereign rights for the purposes of exploration and exploitation in accordance with the provisions of Article 2 of the Convention on the Continental Shelf, International Legal Materials, vol. IV, p. 359-p. 360 参照。
- (7) 一九五五年のローマ会議に提出された報告において、ソヴェトのモイゼーエフ (P. Moiseev) 教授は、タラン、ガニ (paralithodes carischiaticus) について、北西太平洋におけるその分布と生物学上の特殊性とによつて、この水域に棲息する大部分の商業上の魚類と同じく資源の合理的開発のための同じ注意を要請する」と述べている。Papers presented at the International Technical Conference on the Conservation of the Living Resources of the Sea, 1955 p. 268 以下参照。しかし、一九五六年の日ソ漁業条約以来一貫して、タラン、ガニは公海漁業資源として保存のための規制が考えられたし、米ソ協定後の一九六五年三月からの漁業委員会でも、ソヴェトは、日本に対しタラン、ガニを大陸棚資源におくという主張は行なわなかつた。

六 結 語

以上、本稿は、大陸棚に関する条約にいう大陸棚の天然資源に含まれる生物資源の意味の解釈の問題を、条約の立法過程

を通して検討し、合衆国のバートレット法が、大陸棚漁業資源としてあつかうに至つた東部ペーリング海のタラバガニ漁業資源の問題に言及してみた。

一九四五年の合衆国の大陸棚宣言の意図した資源が何であつたかは解釈上の問題があろう。しかし合衆国の宣言が、基本的には鉱物資源を対象としていたと解釈するのが妥当であらう。国際法委員会は、その初期の段階において、伝統的な意味においての定着漁業の問題と大陸棚の問題を別個の制度として取りあつてつてきた。一九五三年に至つて、オーストラリアの真珠貝漁業問題と国際法委員会におけるH・ラウターバートの強い見解とが、定着漁業の問題を大陸棚問題と関連づける結果をもたらした。その理論的な当否は、別として、伝統的な定着漁業が、他の漁業に比較して資源の枯渇の危険ないしは乱獲の危険にさらされ易い資源であるという認識は、正しいであらう。しかし、その資源の保存の必要性の問題と沿岸国の独占的支配又は管理の下におく問題とは、従来の考え方からいえば別個の問題として処理されていた。もとより若干の定着漁場にあつては、沿岸国の歴史的権原にもとづく占有の容認がなかつた訳ではなかつた。しかし、そのような実例が、定着漁業に共通した国際慣行の証拠であるということとはなかつた。

国際法委員会の第八会期、つまり一九五六年における審議は、アメリカ間法律諮問会議における海底生物の作業グループの報告——それが法的局面においてもつべき役割について疑いはあるが、この報告に影響された、メキシコ選出の、パディラ・ネルヴォ委員の示唆は、起草委員会で結局は無視できない発言と了解されたようである。この判断が、定着漁業に関する伝統的な資源範囲を、実際に拡大する解釈に途をひらいたことは否定できないであらう。一九五八年の海洋法国際会議は、矛盾を内在した国際法委員会の原案の註釈の基準をめぐつて、論議し投票した。各国の主張や投票の態度を、正確に分析することはできない。というのは、諸国は、六カ国共同修正案にいわれる定着種族という語に、余りにも思惑を抱きすぎていたからである。

合衆国は、既にこの段階において、小えび (shrimp) を定着種族というカテゴリーから除外し、タラバガニ (king crab) を定着種族のカテゴリーに入れることを考えていたのであろう。六ヶ国共同提案にあつた甲殻類を除くという除外約款の削除の表決は、甲殻類を一括してあつかふことの不正確さを表明したものと解釈するのが妥当であらう。従つて、条約の規定の解釈として、問題の甲殻類が、収獲期において、海床の表面もしくは下部で静止 (immobile) しているか、または海床もしくは地下にたえず接触していなければ動くことができない (unable to move except in constant physical contact with) 定着種族 (sedentary species) に入るか否かの基準に従う他はないであらう。タラバガニが、この基準に従う定着種族に入るか否かは、生物科学的評価の問題であらう。合衆国とソヴェトとは、とにかくタラバガニを大陸棚条約第二条にいう、大陸棚の天然資源の枠内に入る定着種族とする解釈をとつている。このような解釈が、今や一般化しつつある傾向は、このような制度を認めようとならない日本においても十分に知つておく必要がある問題である。^(一)

東部ベーリング海のタラバガニ漁業をめぐる日米交渉において、合衆国が、大陸棚条約に明文の規定のない外国の既存の権益の尊重を、日本のその漁業に対する実績を尊重するという形において、伝統的な見解と新しい制度との調整をはかつたことも、大陸棚条約の発効した現在、注目されてよいことであらう。

(一) 大陸棚に関する条約の規定の解釈の問題として、小田滋、海の国際法 下巻 昭和三四年 一三〇頁—一三二頁。Young, R., *Sedentary Fisheries and the Convention on the Continental shelf*, *American Journal of International Law*, 1961, p. 359 以下。McDougal, M. S. & Burke, W. T., *The Public Order of the Oceans, A Contemporary International Law of the Sea*, 1962, p. 572 以下。Developments in the Law of the Sea 1958-1964 © The Continental shelf Act, 1964 by Alec Samuels など参照。